

島田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

島田市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 本計画の対象者.....	3
3. 目標	4
4. 計画の期間	4
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	4
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、教育職員の業務は複雑化・多様化しており、教育の質の維持・向上を図る上で、業務の負担の適正化は喫緊の課題となっています。教育職員のゆとりの時間を確保し、過度な長時間労働、心理的な負担を是正することは、自身の専門性を発揮し、子供たちと真摯に向き合うための活力と意欲を保ち続けることにつながります。

一方、令和7年には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、今後、働き方改革の更なる推進や学校業務の適正化等が求められるようになります。

こうした状況や国の動向を踏まえ、本市では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき「島田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、「本計画」とする）を策定することとなりました。本計画の策定及び実施をとおして、島田市の教育職員一人一人が心身ともに健康で、やりがいをもって子供たちと過ごすことができる環境を確立し、教育効果の最大化と教育職員のウェルビーイング向上を両立させていきたいと考えます。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年度に市内の小中学校に勤怠管理システムを導入し、それまで自己申告だった出退勤の時刻を客観的に計測し、より正確な在校等時間が把握できるようになりました。

また、文部科学省が平成30年に「学校が担う業務の明確化」や平成31年に「時間外在校等時間の上限（月45時間、年360時間以内）」を示したことにより、教育職員の労働時間への意識が高まり、学校は行事の見直しや部活動の活動時間の縮減、定時退庁日の設定などに取り組んできました。

こうした取組の結果、令和6年度における本市教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

【令和6年度の全教職員の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合	年360時間を 上回る割合
小学校	約39.7時間	37.0%	1.0%	69.0%
中学校	約47.3時間	51.6%	8.3%	79.6%

全教職員の時間外在校等時間の年平均は、小学校は上限の目安である45時間を下回り、中学校はほぼ目安の時間と同じでした。また、直近3年の年平均は減少傾向にあります。しかし、保護者対応や行事の準備・打合せ、部活動等の業務への負担感を感じている教育職員が多いのが実情です。

また、時間外在校時間が45時間を超えている教育職員の割合が小学校では37.0%と3人に1人以上、中学校では51.6%と2人に1人となっていることや、教頭や主幹教諭・教務主任の時間外在校等時間の年平均は小学校、中学校ともに60時間以上であり、目安の45時間を大幅に超えていることから、引き続き働き方改革の推進が必要です。

2. 本計画の対象者

島田市立小中学校に勤務する、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）とする。ただし、本実施計画の内容については、全教職員を対象として取り組む。

3. 目標

本計画では、国の指針に基づき、時間外在校時間の目標と、働きがいに関する目標を以下のとおり定めます。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が子供たちと向き合う時間を確保できる持続可能な職場環境を実現するため、国の指針に則り以下の目標を設定します。

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

国が掲げる年次有給休暇の取得促進目標に準拠し、教育職員の計画的な休暇取得による健康管理を図るため、以下の目標を設定します。

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にします。

4. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

なお、この計画は学校の働き方改革が進展していることを関係者が実感できるものとなっていることが重要であることから、毎年度、各学校の実態に合わせて目標や取組内容を見直すこととする。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、国の指針に基づき、地域や学校の状況等を踏まえ、以下の内容に取り組みます。

(1) 勤務状況の確実な把握

- ・ 全ての教育職員の在校時間を客観的な方法により適正に把握し、その状況を継続的に把握します。
- ・ 出退勤管理システムを活用することで勤務状況を見える化し、教育職員のタイムマネジメント力の向上を図ります。

(2) 文部科学省が示す「業務の3分類」に基づいた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・登下校の見守りについては、学校運営協議会、自治会活動等との協力体制の強化を図ります。
- ・夜間における地域の補導、見回りについては、原則、自治体やPTAの代表、民生児童委員等が行います。
- ・学校警察連絡協議会において、補導等をされた児童生徒の引取については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- ・学校徴収金や外部対応等、学校以外でも対応可能な業務については、可能な範囲で移管の検討を進めます。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査等への回答は、スクール・サポート・スタッフや事務職員との役割分担により事務負担を軽減します。
- ・ICT機器やネットワーク設備の管理等は保守業者委託し、教育職員が本来の業務に専念できるようにします。
- ・学校体育館等の地域開放について、電子による予約や決裁、スマートロックにより教育職員の負担を解消します。
- ・令和9年度夏の中体連の大会終了後、休日の学校部活動を地域クラブ活動に展開することを目指します。平日の部活動については、活動時間等の適正化や部活動指導員の配置拡充等を進めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備や採点作業等の業務量軽減や効率化のため、教材のデジタル化を進めます。
- ・個別の支援が必要な児童生徒への対応は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理士等との連携・協働した支援体制を構築します。
- ・学校だけでは対応が難しい課題に対して、医療や福祉、警察等の関係機関と連携し、支援体制を整えます。

(3) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数の適正化を図ります。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・朝の活動や清掃の時間・頻度、放課後の活動の時間設定等、日課表の工夫により勤務時間内に業務が完結できるようにします。
- ・ICT活用研修による技能の向上や生成AIの活用により、授業準備や文書作成、データ処理などの校務を効率化します。
- ・教育職員の業務の時間確保、負担緩和のため、原則18時から翌朝7時30分における学校への電話は自動応答とします。また、自動音声による事前アナウンスを活用します。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・長時間の時間外在校等時間が見られる教育職員には、面談等をとおして業務状況を確認し、必要な配慮や改善に向けた助言を行います。
- ・ストレスチェックの実施の準備を進めます。
- ・年次有給休暇の積極的な取得の促進をします。
- ・学校における定時退校日の設定を推進します。
- ・夏季休業中に3日間の閉庁日を設定します。

6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 在校等時間の把握と公表

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告します。

(2) 関係機関との連携体制の構築

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。

(3) 学校や教育職員への支援・助言等の実施

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、必要に応じて当該学校に聞き取り・支援を行います。
- ・当該年度中でも速やかに状況の改善が図られるよう、必要に応じて個別に助言を行います。
- ・ストレスチェックの実施の準備を進め、その結果を踏まえた職場環境改善の取組が行えるようにします。

(4) 学校への周知、研修等

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメントに関する研修、資料提供等を行います。
- ・各学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議も踏まえて、本計画に基づく取組を実施します。

(5) 保護者、地域への周知や理解促進

- ・働き方改革の趣旨や「業務の3分類」の考え方について保護者や地域に周知を行うとともに協力が得られるように働きかけます。